

令和3年 第10回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 令和3年9月28日

至 令和3年9月28日

陸別町教育委員会

令和3年 第10回 陸別町教育委員会会議録

招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年9月28日 午前9時21分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和3年9月28日 午前10時23分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 3人 欠席 1人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	×	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	小木 育子			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	空井 猛壽	主任主査	大鳥居 仁
	主幹	北村 正利		
	所長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主任	角谷 亮輔		
会議に付 した事件	議案第20号－陸別町社会教育委員の委嘱について			
	議案第21号－陸別町立学校における区域外就学事務取扱要綱の制定 について			
会議の経過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 　　ただいまより、令和3年第10回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 　　本日の会議録署名委員は、小木委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 　　事務報告を行います。

事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 　　それでは議案の1ページをお開きください。

8月18日から9月27日までの事務報告でございます。

管理関係です。

8月19日が陸別中学校の第2学期始業式、20日が陸別小学校第2学期の始業式となっております。

24日ですけれども、第5回陸別町校長教頭会議が開催されております。

26日は第3回目の子ども発達支援連絡会、27日は第1回の臨時校長教頭会議ということで、これは8月27日から緊急事態宣言が発令されて、9月12日までとこのときはなっていましたので、その対応についての会議を行っております。

9月に入りまして、町議会9月定例会が7日から8、14、15日の日程で行われております。

9月15日ですけれども、本来ならば土曜に行われる陸小まつりですが、今回はコロナの関係で平日開催となっております。2、3時間目の枠を利用して前半を1、3、5年生、後半を2、4、6年生というかたちで開催をしております。

当初は保護者も1名限りの参加ということで制限をしていたのですけれども、緊急事態宣言が延びたため、子ども達だけの陸小まつりとなっております。

21日につきましては、陸別中学校21、22日ですが夏季休業、それから陸小の冬季休業日に設定しております。

22日につきましては定例の陸別町校長教頭会議が開催されております。

24日は陸中の冬季休業と設定しております。

管理関係は以上です。

○大鳥居主任主査　　続きまして社会教育関係です。

9月に入りまして陸別町文化祭実行委員会を书面開催で行いました。結果としては今年度も陸別町文化祭は中止。代替事業として、発表の機会が必要である団体につきましては、去年と同じように役場1階のロビーで展示を行う方向で決まっております。

9月2日ですね、小学校のふるさと科で関寛斎の紙芝居、社会教育指導員の図書館司書の角谷さんと私で紙芝居をして、それから空井次長のほうで南極体験の講義をしていただいております。関寛斎の紙芝居は、昨年度文化財の関係で三橋とらさん、プロの紙芝居士さんに作っていただいたものです。こちらのほうは今回初めて活用しております。

9月18日のジュニアリーダーコース、これは中学生を対象として宿泊体験をするものなのですが、これは中止となっております。

続きまして社会体育関係です。

8月23日、昨年度はできなかった教育長杯ソフトボール大会。今年は緊急事態宣言の直前でなんとか2日間に渡って実施ができました。

29日に予定されていたスポーツレク大会は中止。

8月30日、スポーツ推進委員会議を书面開催しております。

9月に入りまして2日、町民水泳記録会ですが、こちらのほうは中止というかたちになっております。しかし、緊急事態宣言が北海道、8月27日から適用という発表があった段階で水泳少年団の団としての記録会は直前の26日に前倒しして実施し、その日をもって事実上プールは終了となっておりますので、ぎりぎり少年団さんのほうは間に合ったというかたちになっております。

町民パークゴルフ大会は今年も中止となりました。

23日に予定されておりました十勝スポーツ推進委員研修会、これは中止になっております。

社会教育、社会体育は以上です。

○津幡所長　　続きまして給食関係です。

お手元に写真がありますけれども、9月15日と17日、15日は保育所、17日は小学校1、2年生ということで、緊急事態宣言の中ではありましたが、給食センターの中は見学しないで、屋外で収穫体験を行っています。いつもより多く植えていたので、ジャガイモ、玉ねぎともに非常に多くて、概算ですが500キログラム程度はありました。

以上です。

○空井次長　　それでは続きまして今後の予定について、私のほうから御報告させていただきます。

9月30日ですが、十勝教育局義務教育指導監の学校経営指導訪問ということで、小中学校それぞれお越しになります。

10月1日には、陸別中学校の1日防災学校が行われます。中身的には避難訓練であったり、あとは消防署長の講話であったり、避難所運営ゲームといってカードゲームがあるのですが、それで避難所の運営をシミュレーションするというような中身で予定をしております。

来週の月曜日になりますけれども、第11回目の教育委員会議を開催させていただきますので、御出席のほどよろしく願いいたします。

5日には、教職員の人事推進会議がZOOMで行われ教育長が出席予定となっております。

同じく5日ですけれども、水泳プール改築に伴う先進地視察ということで、中札内村を訪問する予定としております。現時点でスポーツ推進委員が5名、事務局職員、建設課職員含め4名の合計9名で視察予定となっております。

12日になりますが、第6回目の寛齋セミナーが帯広市で行われます。これは顕彰会が中心となって進めておまして、現時点では開催の方向で考えているという情報が入っております。

15日、白里忌でありますけれども、去年は自由参拝というかたちで行いしましたが、今年については開催するというような方向で検討が進められているというお話を伺っております。

16日は小学校の学習発表会が行われます。

19日、第7回目の校長教頭会議、それと20日には保・小連携連絡会推進会議を開催する予定としております。

21日には小学校の1日防災学校、こちらにつきましては避難訓練、それから煙中避難の体験、防災かるたと段ボールベットの作成体験といったような中身で行う予定としております。

23日は十勝教育を考えるつどいが開催されますが、コロナの関係でZOOM開催ということで出席をする予定としております。

27日には第4回子ども発達支援連絡会を開催。

31日は陸別中学校の第62回文化祭が開催される予定となっております。

今後の予定につきましては以上です。

○有田教育長　それでは事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長　それでは次に報告事項に入ります。

報告事項1、教育長業務報告について私のほうから御報告いたします。別冊の教育長業務報告をごらんください。

(別冊「教育長業務報告」について教育長より報告)

◎議案審議

○有田教育長　それでは次に議事に入ります。

議案第20号、陸別町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第20号、陸別町社会教育委員の委嘱についてでありますけれども、現委員が令和3年9月30日をもって任期満了となりますことから、社会教育法第15条及び陸別町社会教育委員条例第2条の規定によりまして、次の者を陸別町社会教育委員に委嘱しようとするものでございます。

陸別町社会教育委員につきましては、定数8名となっております。それでは、以下名簿により御提案をさせていただきたいと存じます。

住所、若葉町。氏名、三輪一光氏。昭和30年5月25日生まれ、満66歳、男性です。三輪氏におかれましては平成13年5月25日から今日に至りますまで、11期、20年4か月務めていただいております。

東1条2区、久保昌之氏。昭和38年6月7日生まれ、満58歳、男性です。久保氏におかれましては、平成13年10月1日から今日に至りますまで、10期、20年務めていただいております。

若葉町、土屋たか子氏。昭和44年5月30日生まれ、満52歳、女性です。土屋氏におかれましては、平成25年6月1日から今日まで、4期、8年務めていただいております。

新町2区、山崎幸恵氏。昭和48年5月25日生まれ、満48歳、女性です。山崎氏におかれましては、平成25年10月1日から、4期、8年務めていただいております。

下陸別、桜井紀夫氏。昭和39年8月28日生まれ、満57歳、男性です。桜井氏は陸別中学校長であります。着任された平成31年1月1日から今日に至りますまで、2期、2年9か月努めていただいております。

東1条2区、阿部昌己氏。昭和46年7月26日生まれ、満50歳、男性です。阿部氏は陸別小学校長であります。着任された令和3年4月1日から今日まで6か月務めていただいております。

苫務、羽藤樹美氏。昭和54年12月31日生まれ、満41歳、男性です。羽藤氏におかれましては令和元年10月1日から1期、2年務めていただいております。

共栄第2、角熊葉子氏。昭和44年8月14日生まれ、満52歳、女性です。角熊氏におかれましては、令和元年10月1日から今日に至りますまで、1期、2年務めていただいております。

以上、全ての方を再任しようとするものでございます。

任期につきましては、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2年間でございま

す。

いずれも人物識見共に申し分ない方でありますので、社会教育委員の委嘱について御承認賜りますようよろしくお願いいたします。なお、関係法の抜粋と条例につきましては4、5ページに掲載しておりますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。以降御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 それでは、議案第20号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり決定しました。

次に議案第21号、陸別町立学校における区域外就学事務取扱要綱の制定についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第21号、陸別町立学校における区域外就学事務取扱要綱の制定についてでありますけれども、他市町村に住所を有する児童生徒の陸別町立学校への就学について、必要な事項を定める必要が生じたことから、学校教育法施行令第9条の規定に基づきまして区域外就学について必要な事項を定めるために制定をしようとするものでございます。

それでは議案書の12ページをお開きください。

こちらには関係条例の抜粋を掲載しております。12ページ中段の学校教育法施行令第9条の規定であります。この内容について説明をいたします。

児童生徒をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校以外の小学校、中学校、つまり居住地ではない小中学校に就学させようとする場合には、その保護者は就学させようとする小中学校が市町村の設置するものであるときは、当該市町村の教育委員会の承諾を証する書面を添えて、居住地の教育委員会に届け出をしなければならないという規定が第1項です。

第2項につきましては、前項の承諾、つまり陸別町教育委員会が他の市町村の児童生徒を受け入れようとするときの承諾についての規定でありますけれども、その承諾を与えようとする場合には、あらかじめ児童生徒の住所の存する、つまり居住地の教育委員会に協議をするという中身の規定となっております。

それでは議案書7ページ目をごらんください。

施行例第9条で説明させていただきましたが、この規定に基づきまして陸別町の教育委員会として、町外在住の児童生徒の陸別町立学校への就学に対する承諾の基準を設けようとするため、陸別町立学校における区域外就学事務取扱要綱を今回制定しようとするものであります。

それでは要綱の中身について御説明させていただきます。

まず第1条は目的であります。先ほど施行令の説明もいたしました。陸別町外に住所を存する児童生徒の保護者が、陸別町立小学校又は中学校への就学を申し出た場合の承諾の基準等について必要な事項を定めるというものでございます。

用語の意義につきまして第2条に掲載しておりますとおりでございます。

それから、第3条には区域外就学の承諾基準を掲載しております。委員会、つまり陸別町教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が、別表に掲げる理由のいずれかに該当する場合は、区域外就学を承諾することができるという規定としております。

議案書8ページに別表を掲載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

まず1点目につきましては、在籍途中で転出した場合です。転出後においても保護者が陸別町立学校への就学を希望する場合は、卒業まで認めましょうという中身です。

2点目につきましては、区域外就学により陸別小学校を卒業し、引き続いて陸別中学校へ進学を希望する場合ということで、それにつきましても卒業まで就学を認めるものとなっております。

3点目が転入予定の場合で、何らかの都合によりまして、転入の手続きをする前から陸別町立学校に通学をしようとするものについては、転入の前日まで承諾ができるということで規定をしているものでございます。

4点目につきましては、共働き等によりまして勤務先が区域外の場合、又は預託する親戚等が区域外に住んでいる場合は、委員会の認める期間承諾をするものでございます。

5点目につきましては、いじめや不登校等で転校によって改善が望める場合ですね。これにつきましても委員会の認める期間承諾しようとするものです。

6点目、区域外就学の許可を受けた兄弟姉妹が在籍する学校に通学する場合です。例を挙げますと、お兄ちゃんが陸別町の学校に通学しており、妹さんも引き続き陸別町の学校に就学をしたいといった場合に承諾をするというものであります。これにつきましても卒業まで承諾するというものでございます。

7点目につきましては、明らかに通学距離が近い場合ということで、こちらにつきましても卒業まで承諾をしようとするものであります。

8点目につきましては、以前から希望する学校の行政区と密接な関係があるなど、区域外就学の必要性が認められるものということでありまして、具体的には例えば、足寄町の一部の地域の方が陸別の保育所に通っているのですとか、そういった場合を想定しているものでございます。

9番目として、その他教育委員会が特に必要と認める場合ということで、委員会の認める期間という規定を設けているものでございます。

議案7ページ目にお戻りください。

第4条の規定につきましては、区域外就学の手続きについて規定をしております。

陸別町立学校に区域外就学をさせようとする保護者は、区域外就学申請書に必要な応じてそ

の理由を証する書面を添えて、委員会に提出しなければならないということで、陸別町立学校に区域外就学を希望する場合は、まずは保護者が教育委員会に申請するというところがスタートとなります。

第2項であります。委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、施行令第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議をするという中身でございます。

第3項につきましては、その協議が整った後の手続きになりますけれども、区域外就学の可否につきまして、承諾する場合には申請者である保護者及び学校長に対して、また、不承諾となった場合につきましては申請者に対して通知をすることとしております。

第5条につきましては、その他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項につきましては委員会が別に定めることとしております。

附則として、この要綱につきましては、公布の日から施行するという規定でございます。

以上、簡単ではありますが議案第21号の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

併せましてこの後ですね、その他の部分で今回のこの要綱が必要となった具体例を口頭で御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○有田教育長　それでは、議案第21号の質疑を行います。質疑はありますか。

○小木委員　今までこういうものはなかったのですか。新しく制定するのですか。

○空井次長　そうですね。過去、陸別町のお子さんが、例えば大誉地の学校に就学するとか、大誉地近辺のお子さんが陸別の学校に就学した経過があるのですけれども、その時はこういった要綱は設けずに、足寄町との協議によってお互いに確認を取って就学をしていたという流れがありましたけれども、今回はそういった事例がまた生じることが明らかになりましたので、その基準を明らかにするために要綱を制定するということでの御提案とさせていただきます。

○有田教育長　よろしいでしょうか。ほかありますか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　議案第21号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長　異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり決定しました。

◎その他の事項

○有田教育長　次に、その他に入ります。

その他の1であります。これから御報告する内容については、個人の権利を侵害するおそれのある事項が含まれますことから非公開としたいと思います。

それではその他の1、区域外就学について事務局より報告をお願いします。

(以下、非公開)

○有田教育長 これより会議を公開とします。

その他、委員の皆さんのほうから、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 事務局からはどうですか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは以上をもちまして、令和3年第10回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時23分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 小 木 育 子

会議録作成職員 角 谷 亮 輔